

2020

9

NO.231

「税と暮らしを考える」広報誌

えどがわきた

発行：一般社団法人

江戸川北青色申告会

〒132-0025

江戸川区松江 2-23-13

TEL03 (3656) 0621

FAX03 (3656) 1104

税務署長着任のご挨拶

一般社団法人江戸川北

青色申告会の皆様方には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、江戸川北税務署長を拜命いたしました小島でございます。前任の河合署長同様、よろしくお願い申し上げます。

小原会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜っており



江戸川北税務署長

小島 信子様

ますことに対しまして、本紙面をお借りして厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、一般社団法人として青色申告制度の普及のため、記帳指導や各種相談会など様々な活動にご尽力されるとともに、各ブロックでの地域まつりへの参加や税理士会と連携した各小学校における租税教室の開催による税知識の普及に熱心に取り組んでいただいております。

更に、確定申告期には、e-Taxを利用した早期申告及び期限内完納についての街頭キャンペーンのほか、「青色コーナー」での記帳義務化の周知や青色申告の普及、女性部の皆様方による「税理士の無料申告相談」の受付事務など、多大なるご支援とご協力をいただきました。

このような積極的な会活

動に対し改めて敬意を表しますとともに、今後におかれましても、新型コロナウイルス感染症への対策としてソーシャルディスタンス等を基

本とした「新しい生活様式」の定着が求められている状況ではございますが、私どもの税務行政を含めた地域社会に根付いた活動を、できる形で展開されることを期待いたしております。

さて、「新しい生活様式」において、e-Taxは確定申告会場の「密」を避けるための有効なツールになるものと考えております。また、令和2年分の所得税の確定申告から、六十五万円の青色申告特別控除の要件にe-Taxによる申告又は電子帳簿保存が新たに加わりましたので、ぜひともより一層のe-Taxの推進にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人江戸川北青色申告会の益々のご発展と会員の皆様方のご健康並びにご事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

～誌面の主な内容～

- 1 江戸川北税務署長ご挨拶
- 2 青色アプリをアイコン化してみよう
各種協力金・給付金のご案内
- 3 会館移転の経過案内
- 4 都税事務所からのお知らせ



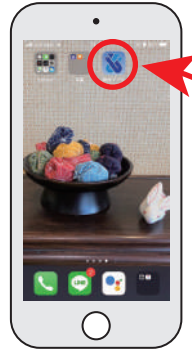
青色アプリをアイコン化してみよう！

皆さん、青色アプリは導入されましたか？

既に導入された方は、アプリをホーム画面に追加(アイコン化)してみましよう。ワンクリックでアクセスできるので更に便利になります。

※お使いのスマートフォン機種によって設定方法が異なります。ご確認の上設定ください。

▼アクセスはここから！



アプリ 早期導入キャンペーン★★

8月3日(月)～9月15日(火)に青色アプリを導入された方限定で、決算サポートのご予約案内を先行でお送りします。**※まもなく終了！お急ぎください！**来局せず通常(11月)より早くご予約のお申し込みができるチャンス！

青色アプリをホーム画面へ追加してみよう！

手順はこちらをご覧ください
 ・QRコードをスクリーンショット
 ・「設定」>「アプリ」>「ホーム画面に追加」を選択
 ・スクリーンショットをタップして追加する

アイコンの場合

- QRコードを読み取る
URL: <https://www.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/taisaku/aisaku/aisaku.html>
「読み取る」をタップし、URLを入力してください。
- 「設定」を開きます。
- 初期設定が完了していない方は「初期アカウント作成」をタップして、初期設定をして下さい。
- メールアドレス、パスワード(※初期設定で登録したものを)を入力してログインします。
- 中央下の「共有」アイコンをタップします。
- 「ホーム画面に追加」をタップします。
- 「青色アプリ」がホーム画面に追加されます。
- これで完了です。
あとは「青色アプリ」を再起動し、画面の説明に従ってブッシュ連携機能を設定してください。

※詳しい設定方法は、今月号に同封のチラシ(左)をご覧ください。

「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」

東京都より新たな協力金(支給額:20万円)が支給されます。

※専門家の事前確認は不要です。

●申請要件

▼東京都の営業時間短縮要請を受けた、酒類の提供を伴う飲食店及びカラオケ店を運営する中小企業、個人事業主等

▼令和2年8月3日(月)から8月31日(月)までの

全期間において、朝5時00分から夜22時00分までの間に営業時間を短縮

▼ガイドラインを遵守し、感染防止徹底宣言ステッカーを掲示

●申請受付期間

令和2年9月1日(火)～9月30日(水)

(特設サイトが開設される予定です。)

●お問い合わせ先

「東京都産業労働局総務部企画計理課」 ☎03-5320-4836

国の家賃支援給付金を申請された方へ

事業者における家賃等の負担を軽減し、事業の継続を下支えするため、国の家賃支援給付金に東京都独自の上乘せ給付(3か月分)が実施されます。

8月中旬からオンライン(都の特設サイト)又は郵送で申請の受付が開始されています。

●お問い合わせ先

「東京都家賃等支援給付金コールセンター」

☎03-6626-3300

開設時間:9時から19時まで(土日祝日含む毎日、11月以降は土日祝日・年末年始除く)

「感染防止徹底宣言ステッカー」を取得しよう

感染拡大防止に徹底的に取り組んでいるという事を周知できるステッカーを取得し、店舗に掲示する取り組みがあります。**※当会でステッカーの配布は行っておりません。**

- ①「東京都感染拡大防止チェックシート」内の全ての対策項目を実施する
<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008429/index.html>
- ②ステッカー申請フォームに必要事項を記入し、ダウンロード
<https://form.kintoneapp.com/public/form/show/312aab75f30cf99972ef4191cb80262aaf1532bf4922809924c4268f8d1b7577>

- ③ダウンロードしたシール画像を印刷し、店舗に掲示する
- お問い合わせ先
「東京都ステッカー申請・感染拡大防止協力金相談センター」
☎03-5388-0567
開設時間:9時から19時まで(土日祝日含む毎日)

感染防止徹底宣言



当会も取得しました！

◆ 新会館 建設過程 ◆

江戸川北青色申告会 新会館建設工事が進んでおります。

写真は8月6日(木)現在の建設状況です。

9月15日(火)より大工工事が始まります。

移転先..

東京都江戸川区中央1-2-16

年内のご相談は従来通り**松江事務局**にお越しください。



仮決算相談は10月1日(木)より開始

10月より仮決算相談が始まります。1月～3月の決算サポートに向けてこの期間に帳簿の確認を行います。

また、この間にご相談にきていただいた方は**決算サポートの早期予約**が行える特典もあります。今のうちに記帳を進めていただき、仮決算相談にお越しください。



お願い

- ・お電話でご予約ください。
- ・37.5度以上の発熱がある方の到来局はご遠慮ください。
- ・決算サポートのご予約お申込みの際には、「青色アプリ」を当会にてスマートフォンに導入させていただきます。



専門家による
無料相談会のお知らせ

税理士無料相談会

東京税理士会江戸川北支部の
税理士先生と個別に
税に関する相談が行えます。

相談日	予約時間
9月 2日 (水)	① 10:00
10月 7日 (水)	② 11:00
11月 4日 (水)	③ 13:00
12月 2日 (水)	④ 14:00
	⑤ 15:00
	⑥ 16:00

ご予約ください
TEL 03-3656-0621



司法書士無料相談会

司法書士先生と
個別に相談が行えます。
事業継承や相続登記のご相談に

相談日	予約時間
9月 8日 (火)	① 10時台
10月 13日 (火)	② 11時台
11月 10日 (火)	③ 13時台
12月 8日 (火)	④ 14時台
	⑤ 15時台

※相談時間は30分毎となります。



会員・準会員・専従者さまですと..

- アフラックのがん保険・医療保険が団体割引保険料でお申込みいただけます。
- すでにご契約いただいている場合、団体割引保険料に変更できます。

(一社) 江戸川北青色申告会担当 募集代理店 吉田保険サービス

フリーダイヤル ☎ 0120-777-596

東京都江戸川都税事務所からのお知らせ

9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、9月30日(水)までにお納めください。

<ご利用になれる納付方法>

口座振替

※2019年4月から、Webでも申込みを受け付けています。

クレジットカード

※インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払サイト)にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます(税額に応じた決済手数料がかかります。)。詳しくは、都税クレジットカードお支払サイトをご覧ください。

インターネットモバイルバンキング

※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
※(ペイジーマーク)の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。
※領収証書は発行されません
(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)

※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。
※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ(<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>)「税金の支払い」をご覧ください。

スマホアプリ

《NEW(2020年6月から)》 利用できるアプリ: **PayPay LINE Pay**
※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。
※領収証書は発行されません
(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)

コンビニ

※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。
※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。

窓口

金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合には、申請により納税を猶予する徴収猶予の制度があります。
詳しくは主税局ホームページをご覧ください。

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

<耐震化のための建替え>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和3年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)

申請期限

新築した年の翌々年の2月末
(1月1日新築の場合は翌年の2月末)

<耐震化のための改修>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和3年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度(1月1日完了の場合はその年度)分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事が完了した日から3ヶ月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。
詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】江戸川都税事務所 03-3654-2151(代表)

▶▶事務局カレンダー



9月 2日 税理士無料相談会

9月 8日 司法書士無料相談会

9月 18日 支部長会(予定)

9月 25日 職員研修(事務局休館)

10月 7日 税理士無料相談会

10月 13日 司法書士無料相談会

クラウド版のツカエル青色申告会 発売!

当会推奨の同ソフトのクラウド版が発売中です。

価格: 13,200円(税込)/年

・ネット環境があればどのPCでも使用可能(macも対応)

・データの送受信が不要

など、利点がいっぱい!是非デスクトップ版からお切替を!

※まずは事務局までお問い合わせください。